

平成26年度第3回仙台市市民公益活動促進委員会 議事録
(第8期仙台市市民公益活動促進委員会第3回委員会)

- 日 時：平成26年8月28日（金）18：00～19：30
- 場 所：仙台市役所本庁舎2階 第4委員会室
- 出席委員：風見正三委員長、小川真美副委員長、稲葉雅子委員、大橋雄介委員、
小野みゆき委員、熊沢由美委員、高浦康有委員、高瀬幸雄委員、
茂木宏友委員、渡辺一馬委員
(欠席委員＝高橋早苗委員)
- 事務局：市民局長、市民協働推進部長、広聴統計課長、市民活動サポートセンター長、
市民協働推進課長、NPO認証係長、協働推進係長、他担当職員
- 次第
 - 1 開会
 - 2 議事
 - (1) 「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」の改正に関する
パブリックコメントの実施について
 - (2) せんだい市民カフェの実施について
 - 3 その他
 - 4 閉会

○会議内容

1 開会

[事務局（協働推進係長）]

ただいまから平成26年度第3回仙台市市民公益活動促進委員会を開催させていただく。議事に入る前に当委員会の定足数を確認させていただく。本日は高橋委員から欠席のご連絡をいただいております、そのほかの皆さんは全員ご出席いただき、11名の委員中10名の出席となっている。過半数の出席をいただいております、条例施行規則の規定に基づき、会議は成立している。

それではここからの進行は風見委員長にお願いする。

[風見委員長]

今日の議題は、1番目は「仙台市市民公益活動促進に関する条例の改正に関する意見募集」。今まで議論を続けてきていよいよパブリックコメントの時期が来た。前回協働の基本理念について非常に重要で活発な議論がされたが、前回の中で特に条例で論じるべき言葉と、補足すべき言葉、例えば自立とか様々な言葉があったが、それについてはまた今後、どうこれを市民に広めていくか、議論を続けたいと思う。

今日のところは条例の言葉として、どうまとめていくかを重点的に見ていきたい。協働の基本理念については、前回議論しある程度聞こえてきたかと思う。それをベースに条例改正の内容について、事務局でご議論いただいた内容を、たくさんの目を見ていただき、これから世の中に出していくということになる。

この8月の市長記者会見についての資料を見ていただきたい。仮称となっているが、「仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例」、この新しい条例の名前も含めて、世の中に市長から発言されたということで、非常に重要な出来事だと受け止めている。

これは市長も市長選のときの公約事項にあったように、市民協働を進める上での覚悟を述べられており、特に我々が審議してきた中で非常に重要な言葉「協働の精神」というのも語られていた。協働を目指すべきところとして都市経営やまちづくりなどに焦点をあてたという意味で、非常に重要な市長コメントであり、これから条例ができ、もう一度トップランナーになるためには、非常に重要な提示のある条例になりつつあるのではないかと思う。

それは市長からも「持続可能なまちづくりのために」という言葉があるように、協働の推進という中で、その都市経営などをベースに協働の目指すべきところをしっかりと明示している市民協働の条例というのは多分他にはないと思う。これは条例を見ながらまた解説すべきところだと思うが、今日は短い時間なので、最初にそのあたりの共通認識を皆さんにお話ししておきたい。

2番目にせんだい市民カフェということで、これはワーキンググループメンバー渡辺委員を中心に随分頑張ってきている。パブコメもそうだが、これだけ市民協働の話し合いを

していて、市民の意見が反映されていないのではないかという意見が出るようであれば、我々委員としても大変遺憾であるので、これからどう進めていくか、今日この部分はさらに議論していきたいと思う。

今日は事務局で頑張っていた条例の中身について、しっかりとこの中で時間を取りたいと思う。

2 議事

(1) 「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」の改正に関するパブリックコメントの実施について

[風見委員長]

それでは1番目の議事に入りたい。条例の改正の素案について、まず事務局からご説明いただく。

[事務局（市民協働推進課長）]

資料1をご覧ください。仙台市市民公益活動の促進に関する条例の改正に関する意見募集、1ページ目、2ページ目には、前段の説明という形になっている。3ページ目、4ページ目以降には実際の条例の文案そのものではないが、このような骨子という書きぶりで書いてある。

1ページ目をご覧ください、条例改正の背景、なぜ条例改正が必要なのか、それから条例改正の基本的な考え方、こちらは今までの議論が非常に集約されているところであるので、簡単に敷衍してまいりたいと思う。

まず条例改正の背景について、平成11年の現行条例の制定に関しては皆様ご承知のことと思う。その後の社会情勢の変化、あるいは地域課題の複雑多様化という中で、市民活動が地域課題解決の受け皿になって、こういう成長を遂げてきたのはご存じのとおりである。

また東日本大震災に際しては、団体の持つ専門性や強みが発揮され、復興への原動力になってきた。「しかしながら」とある。ここが一番の条例改正の動機だが、現行条例の取り組みに関しては、市民活動団体を育成するという重点を実現してまいったところである。今後の市民と行政の協働によるまちづくりということについては、現行条例の前文でも理念としてうたっているところである。21世紀の仙台の都市づくりということについて、「市民と行政のパートナーシップの構築」、そして「協働を基調として」というフレーズはもう入っている。

ところが現状においては市民活動を促進しよう、育成しようというスタンスでサポートセンターの設置などを中心に来てきたということもあり、それぞれの主体が協働し、それが通常の状態としても盛んにおこなわれるということまでは、まだ至っていないということである。

今後の本格的な人口減少、少子高齢化社会を迎える中で、豊かで魅力ある地域社会を实

現するためには、多様な主体がそれぞれの力を存分に発揮し、互いに連携し、そして市民・行政が単独ではなし得なかった、持続可能なまちづくりを目指していくというところに、重きが置かれている。今回の条例ではこれまで議論をいただいた協働の理念、その推進のための基本的な施策というものを定め、協働によるまちづくりが進められるように、という趣旨で定めており、そういう方向で改正するということがまず第一の部分である。

そして条例改正の基本的な考え方に関しては、現行条例が市民公益活動の促進に関する条例といておられる活動を進めようという条例だが、今回の条例に関しては、協働によるまちづくりを進めていこうという条例であるので、まさに「仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例」と定め、改めていく。

それから現在、渡辺委員中心にワーキンググループを持ち、市民協働の指針づくりについて考えていただいている。その指針をどのように条例上位置づけるかというところ、条例では理念を表すなど大枠を示すことになる。

具体的などころは、このように指針化するために、もっと言葉を補わなければいけない。そのために今指針づくりの作業をしていただいているが、それは条例に位置づける際に、1つはその指針の名称を、「協働の実施方針」という形で反映できないかと考えている。

通常行政が政策を実行する際には「〇〇計画をつくる」という形になるわけだが、私たちとしては市民の皆さんと一緒に考えて実現する方策を考えていきたいというところで、〇〇計画とは呼ばずに、「協働実施方針」という言い方をして、まさにそこに今考えていただいている協働の推進指針が入ってくると思っている。

またそれらを具体的に実行するために、基本的な施策、前回もお話しした三本柱、「市民協働の推進及び市民活動の促進」、「政策形成過程への参画の推進」、そして「多彩な主体の活動の促進」を掲げている。条例の中ではもう少しこれを細分化した表現があるので、後ほどご案内したいと思う。

条例改正の意見募集に関して定型的な話をさせていただくと、この募集に関しては9月1日から9月30日まで、広く市民から募集をする。この場合の市民は仙台市民に限らず、どなたでも構わないとなっている。県外の方でも市外の方でも構わない。提出の方法は様々な方法で受けつけているので、周囲の方々にもご案内いただければ非常にありがたい。

意見募集にあたり、2ページの下の方のところだが、9月8日、9月19日いずれも19時から、市民活動サポートセンター（以下、サポセン）においてこの条例の説明会、改正に関するポイントの説明をしたいと思っている。こちらも参加は自由なので、もし機会があればご参加いただきたい。

中味については、一つ一つ読むと長くなってしまうので、6ページをご覧いただきたい。6ページより前のところは新しい条例にはこんなことを書きたいという内容なので、現行の条例との対比が出てこないため、現行の条例との対比をしていただくと、尚わかりやすいかということで、この対照表を設けている。

上から順に、目的。現行条例は市民活動を促進するために、サポセンを設置するという

目的であった。市民活動が盛んになることで、個性と魅力ある都市の創造を図ると言っていた。

今回の新しい条例案の素案では、協働によるまちづくりの推進と申し上げている。これは市民活動の促進や市民活動の育成というところがなくなっただけではなく、それがベースであり、様々な活動をする団体が自立していくことに今までは力を入れてきたということだが、今度はそれらの多様な主体が協働するのだ、というところに重きを置いた。

次に定義。現行条例では市民公益活動のみを定義上挙げていたが、市民公益活動以外、あるいは市民活動以外の部分でも定義したほうがよいだろう、となった。この委員会の中でも「市民とは誰のことなのか」という話もあった。あるいは市民協働とはどういうことなのかということもあったので、定義としては市民活動の他、市民、それから市民協働を加えた。改正の視点では、多様な主体による協働を目指すということがあるので、市民については、市内に暮らしたり通っている個人だけでなく、市内で活動する団体、企業、大学なども位置づけている。市民協働の定義については後ほどまた触れたいと思う。

次に基本理念のところ。ここは前回の議論でも自立、連携、創発という言葉で、キーワードにさせていただいたところである。現行条例は市民公益活動を促進しようというときに、その市民公益活動はどのように尊重されなければいけないのか、というような理念は書いていたが、改正案では一歩進んでそれぞれの自立、活動の連携、そして創発していくというようなことにまとめ直したものである。

次に市民公益活動を行う者の責務、事業者の協力、市の責務とある。ここは今までは3つ合わせて責務や協力という表現をしている。先ほど「市民」というくくりを個人の市民、それから企業・団体も含めて市民と呼ぶとしていたので、市民の役割、あるいは市の役割と、2つに整理させていただいている。

それぞれ「市民」については、自らがまちづくりの担い手であるということ認識していただきたい、そしてパートナーシップの構築に努めてほしいということを書いた。それから市の役割に関しては、多様な市民の活動を育みパートナーシップの構築を支援していき、そして職員に対しても市民協働の理解促進に努めるという表現にしている。

次に基本施策。市民公益活動の促進に関する施策を今までは列記していた。活動の場の整備、連携交流の推進、情報収集あたりが中心になり現在のサポセンの事業内容になっているということだが、現在のサポセンでも協働の推進ということはどういうことか、必ずしも活動の支援、促進だけということではなく、実態としては取り組んではいるが、さらにそこをきちんと位置づけたいということもである。

サポセンの事業についてはまた後ほどお話しするが、基本的な施策に関しては、先ほどの3本の柱に関して記載している。4ページに目を移していただきたい。

○印で箇条書きにしているところが先ほどの3本の柱である。それぞれ見ると、市民協働の推進及び市民活動の促進としては、この中点（・）のところはそれぞれの具体的な内容になっている。1つは市民からの提案に基づく協働事業の拡充。これは現状でも市民協

働事業提案制度に基づいたものとして行っているが、さらに進めていく手法を考えていくということである。あるいはビジネス的な手法を活用した地域課題解決の促進。これはソーシャルビジネスといったところに行くと思う。それから協働の理解を広め、各主体間の協働を進めるための人材の育成、指針の議論の中でもこの人材の育成の話は非常によく出ている。このあたり、具体的にする必要はあるだろうと思っている。

それから政策形成過程への参画の推進という2つ目の柱について、1点目は市政に関する積極的な情報交換の推進。もちろん情報公開条例というのは本市も持っており、情報公開請求があれば公開するという流れになるが、そういう意味の公開ではなく、積極的に市の側から様々なデータや資料を出すということで、市民の皆様に市政というのがどうなっているかを理解していただく機会にする。

それから「知る」だけではなく、今度はその情報に基づいての政策の企画提案ということができる機会を設けていきたい。そして政策の実施、あるいはその評価についての市民意見を聞く機会を設ける。これは現状では市民カフェも、実際その取り組みの1つだと思っている。また、先日男女共同参画課主催のもので、男女共同参画プランをつくるための「プランカフェ」というのも開催したりした。そういった形で、段々カフェ的なスタイルが市内にも浸透してきた感じである。

あとはその附属機関等の委員選任における人材の多様化、公募の実施というところである。我々もこの部分は気にしながら皆様を人選させていただいているところはある。

それから最後の柱は多彩な主体の活動の促進ということである。多彩な主体といったときにテーマコミュニティであるNPOというところには、今まではかなり目が向いていたところであるが、地域にも目を向ける必要があるだろうというところがあり、1つは地域社会の一員である事業者の社会貢献活動への注目をしていきたいところである。また、まちづくりの次の世代の担い手となる若者の育成、そして町内会等の地縁団体、その他地域で活動する団体の活動の促進、さらにそれらの活動の主体を含めた様々な主体の交流の促進、それらの情報の発信等ということでもまとめている。施策の中味は細分化するとこのように記載をしている。今のような施策の取り組みをより具体的にしていくために基本方針を定める、というのが現行の条例である。今回の条例素案に関しては、条例上の名称としては指針は最終的には「協働実施方針」となっていると思っているが、その中に基本的な施策を具体化するための様々な方針、方策が入ってくると思っている。もちろんいろいろと指針作りの中で議論があるように、指針といってもそれだけではわかりにくいので、手引きあるいはマニュアルをつくらうというお話もあったため、さらにわかりやすくするための資料をつくっていくというのが、別段階であると思っている。

それから下から2段目、市民公益活動促進委員会、当委員会について、現行の機能や役割とは基本的には変わらず、今のものを発展的に引き継いでいくための何か新たな機能や権能が加わるのであれば、表現していくであろうと思っている。今のところは特段新しい機能のようなものは設けていないが、様々な意見が今後出てくることもあるので、注視し

ていきたいと思っている。

最後にサポセンについて、基本的な施策あるいは基本理念の中でも、これまでの市民活動の促進というところから協働の推進に至るところがあるので、今までは市民公益活動を促進をするための場の提供、それから情報交流に中心があったわけだが、ここは条例上も協働の推進、市民活動の促進という二本柱が、これまでの活動の促進と多様な主体の協働の推進を図り生み出していくようなまちづくり拠点になっていくという趣旨で書いている。

以上が対比をした上でのもので、元の条文や新しく書いたものを読み込むといいが、時間の都合上そこまでできないので、かいつまんでご説明させていただいた。

1つだけ戻る。3ページをご覧いただきたい。用語の定義のところ、「市民協働」についての定義がある。これに関しては、「市民協働」を条例化したことについては、様々な都市が先輩としてあり、そもそも行政と市民が協働して何か事業を行っていくということに関して、ほとんどの都市で定義済みであり、それを参考にしながらつくった定義である。「市民協働とは市民と市がそれぞれ果たすべき役割、責任を自覚し、相互に主体性を持ち、自主性をそこに尊重し、目的を共有しながら協力して、また補完することで地域の課題解決や魅力の向上に取り組むこと」と言っている。

この※印に、この条例で市民協働をあえて定義したのは、市民と市の中の協働の関係を言う。これがややこしいが、基本理念でも協働というものはどういうことを言っている。ここは我々としてはぜひ明確に分けたいと思っており、協働によるまちづくりといったときには、決して市民と行政だけの関係ではないので、「市民協働」の「市民」を取ったときには多様な主体、まさにマルチパートナーシップという形での協働という理念を示す言葉にしたい、あえてここは市民協働を定義して、内容的にもイメージできる言葉を埋め込んできたということである。

協働の理念というところにも協働があり、こちらにも市民協働と書いてあるということについて、あえて書かせていただいた。ご理解いただければと思う。

[風見委員長]

今まで審議してきた内容をしっかりと条文にまとめていただいたなという印象である。先ほどの市長のコメントにも、新たな条例の協働の基本理念のところ、多様な主体、相乗効果、創意工夫ということの創発、この3つの重要な要素としてそれが組み入れられているというのが、この条例の一番大きなところと改めて見ていた。

創発まで言っているところはもちろん他にはないと思うし、前回もあった自立というのもソーシャルインクルージョンや様々な障害を持った方、それを含めて様々なまちづくりの担い手が一つ一つ自主性、主体性を持ってその主体となっていくという意味での自立から連携、創発という流れがの中で語られてきた1つの流れだと思うし、そのあたりをうまく読み取っていただけるようなものになっていけばいいと感じていた。

3ページ、用語の定義のところにある市民協働という定義は重いので、そのあたりも皆

さんからご意見いただきたいと思う。役割、責任のその自覚ということと、相互の主体性と自主性と書いてあり、また共有、補完とも書いてある。

これで思っていたのは、もともこの市民公益というその名前を使っていた時代は市民が公益活動にそれほど参画していなかったのだと思う。それらがやっと芽生えてきて、それをどう名づけたらいいかということで市民公益活動という言い方をし、それを促進するのがサポセンだったと思うが、今その市民公益という言い方自身もむしろ幅を狭めてしまうような言葉になりつつあり、今回その協働によるまちづくりということで改めて協働とは何か、ということになった。

それが今、ここにある市民と行政ということだけではなく多様な主体ということと、相乗効果と創意工夫という3つの大事な理念がここまでまとめてきたことであり、それがマルチパートナーシップなどのような言葉になぞらえる。

言葉としてどこまで条例に織り込むかというのを、今日見ていただければいい。世の中に出ていく上ではこれは行政の文書であるから、最後は行政がまとめていかなければいけないが、そのためにこの構成メンバーが決まっているとも言える。多様な主体がいるわけであるから、その視点からもう一度精査いただければと思う。

議論の最初として6ページ、現行の条例と新条例を並べているが、よくまとめていただいたと思う。その中で目的の上段からのところは今言ったようなところで、市民公益活動というのがいかに市民協働に移り変わっていくかということが説明されていてわかりやすいと思う。

そういう意味で見ると、よく言葉が立っている。多様な主体と相乗効果と創意工夫、それが持続可能なまちづくりに向かうということである。市民公益活動を担う者の責務ということで、前回社会的責任というものの自覚から、今回課題解決のための協働の必要性といった一歩踏み込んだ言い方ができていると思った。

ただ、基本施策のところから広くなっており、市民協働や政策形成過程、多様な主体の活動など、よりその高次の目標に向かっていくと僕は判断している。

計画、施策ではなく、実施方針で実際にアクションを起こしていくのは市で、多様な主体が連携していく協働事業をつくっていくということに注目していると、それがまちづくりにつながっていくのだと私は見ていた。

様々な見方があると思うが、1つはこの条例の比較を見たときに、今回の新条例が今まで審議されてきた内容に対してうまくすり合っているかという視点と、もう1つは文書については、世の中に出ていく文書として、気になる言葉やスタンスを見たときに、どのようなとらわれ方がされるのかということについて忌たんのない意見をいただければと思う。今日は短い時間なので、気づいたところから発言していただければと思う。高浦委員。

[高浦委員]

非常に些末などところからの議論になってしまうかもしれないが、4ページの基本的な施

策、「ビジネス的な手法を活用して、課題を解決する」という文は市民活動の中に位置づけられると思うが、ただその定義上、市民活動は営利を目的としない活動ということになっているので、そこに矛盾が生じないかというのが、気になった点である。

コミュニティビジネスは、その公正に利益を分配したりするというのもあろうかと思うので、確かに営利目的が二の次になるということはあると思うが、その定義上、営利を目的としない活動となっているので、そこに解釈上問題が生じないかというのが気になった。

[風見委員長]

そこは僕も気になったところで、どう表現するか、もしくはこの市民協働とコミュニティビジネスを含めた、社会的事業をどう定義するかということなのか。それに対して事務局として考えがあるか。

[事務局（市民協働推進課長）]

まず市民活動の定義というのは、今でも市民公益活動を定義しているものとしては条例上はあっさり書いてあり、現行の基本方針に、NPO法を基にした形で書いてあるというのが実際である。

そもそも市民活動という定義を今まで条例でしてきたかと問われると、微妙なところというのも現実としてあった。もう1つそのビジネス的な手法のところについては、正直これがどれだけ齟齬のある話かというところについての意見はない。ビジネス的な手法を活用したというのは、最近だと社会的企業と呼ぶようなスタイルがあったり、それをソーシャルビジネスと呼ぶのではないかという話もある。

手法としての収益を上げる方法で大事なものは、市民活動も組織的な活動であるので、組織の維持や活動の継続性というところが大事になってくるとすれば、様々な方法を取る必要があるだろうと思っている。

ただ営利を目的としないという定義とのギャップをどのように考えるかというところは、先生方の様々なご意見伺わせていただければと思っている。

[風見委員長]

ここは結構重要なポイントである。とてもいい指摘いただいたと思う。市民活動の定義からすると、現時点でいったときに、いわゆる営利を目的としないとあえて言う必要があるのか、もしくは市民活動とその市民事業や社会的事業など協働事業と言っていいかもしれないが、それらを含んでどう定義するか、そのあたり微妙なところがあると思う。渡辺委員、何かあるか。

[渡辺委員]

私はこのいわば法律を受けて、この自発的に行う営利を目的としない活動という、その「営利を目的としない」は、それこそ一歩踏み込むと削除してもいいのではないかと思っている。

営利を生み出さない活動で公的支出が増えるというのは、あまり望ましいことではないと思っていて、そちらでブレーキがかかるよりは、消すというのは言いすぎかもしれないが、違う言葉に変えるほうが市民活動の定義で書いたほうがいい気がする、と思って見ていた。

[風見委員長]

熊沢委員、どうかこれ1つは学識的な部分で、定義というのがあるので、その様々なサイドから見たときにどう定義すべきかを最初に議論したい。

[熊沢委員]

私もあまり法律的なことは詳しくないが、印象として市民に企業も含んでいることを考えると、その企業の活動は別にやっていて、企業が市民として、営利を目的としない活動をするということだと思うが、何か確かに引っかかりがあるような感じがした。

[風見委員長]

市民活動が非営利だという定義自身も時代的な背景があり、この中に書いてしまうと、進めるための方向軸と少し違うという気はするので、言葉を抜くということもあると思うし、違う表現というのもあると思う。

市民からそのような事業が起きていくということを、コミュニティビジネスなり、ソーシャルビジネスとして、この中で受けて立っていくような方向を市民局と経済局で議論をいただく。経済局も少しずつご理解いただいている。

むしろ経済局に任せるといよりは、市民局が少しその部分を一歩踏み込んでいくとさらに市民局と経済局の距離がまさに協働になる。どちらも浸食しないようにといるところがあるので、そこに何か透き間があるような気がいつもする。

何か逆に反論があるか。その部分、そろそろそういう段階を超えてきているという認識で、委員会としてはいいような気がする。大橋委員、何か考えているか。

[大橋委員]

基本的に渡辺委員おっしゃるように、誤解を招くのであれば削るという選択肢もあると思って聞いていた。別に利益を上げてもいいという、要は何のためにやっているかというところが重要だと思うので、そこが除外されないような表現になればいいと基本的な考え方として持っている。

加えて、細かい話になるが、公共の利益といったときに、税金を納めていれば何でもい

いのかという揚げ足取りのような話もよくされるので、ここは表現はいつも悩ましいというところがあり、こういう場面で出てくる。結局これは条例を基にして、例えば様々な人たちが、こう書いてあるからそれに基づいて話をしたいというときの土台になると思うので、揚げ足取りが生まれるような表現がなければいい。

[風見委員長]

副委員長からも、どうぞ。

[小川副委員長]

これまで数年間、ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスというのを風見委員長にもお力を貸していただいて支援をさせていただいた立場からすると、こういうビジネス的な手法を活用した地域の課題の解決に尽力をされている方を見ると、公益活動、その地域の課題の解決をどうやってしたらいいかということに、本当に真摯に取り組んでいて、むしろお金がからむからこそ、ものすごく本気になって考えて捉えていらっしゃる大勢の方と関係し、お話をさせていただいている。そこに悪い意味での儲けを第一義的に持って来る方というのは皆無で、真剣に社会の課題解決ということを考えていらっしゃる方のみであった。

なので私は、表現が誤解を生むということであれば、少し表現の方法を考えるということはあるかもしれないと思うが、むしろここは積極的に「ビジネス的手法を」入れたほうが良いと思って読ませていただいている。

公益的な活動というのは突き詰めていけば、2つに行き着く。それは1つは政策提言で、もう1つは、ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスという形に行き着くと、私は加藤哲夫さんから教をいただきここまでできているので、むしろソーシャルビジネス、コミュニティビジネスというものは、1つの課題解決の手法としてNPOと同列で1つの手法としてあるものだと、以前より認識しているので、むしろこれはどんどん進めていくべきかと思っている。ただその表現の方法がということであれば、そこは考えるというのもありと思っている。

[風見委員長]

ここは利益を追求するという企業の存在と、市民活動・ボランティアや公益的で報酬をあまり期待しない活動というのがあり、その中に社会的事業が成立したときに、阪神大震災のときに社会的事業法からNPO法になり、ノンプロフィットオーガニゼーションになったために、その誤解が生じていると思う。それが、震災以降特に、その市民が事業をつくり上げることによって、その社会を変えていくということも起きており、企業もまたそういう観点から、CSRを超えて社会的な意味を持っている事業を展開している。

僕がコミュニティビジネスをずっと話していると、企業と市民両方から、最初怪訝な目

で見られた。企業からすると、公共の利益になるのか、市民からすると、儲けるのかと。社会的な利益を生み、個人の繁栄にもつながることが持続可能なので、それは市民局と経済局も一緒のことである。

基本施策のところを読んでいただくと、4ページの箱の中に市民からの提案に基づく協働事業拡充やビジネス的な手法を活用した地域課題の解決について、ここまでよく書いてくれたと思う。これに対してむしろ齟齬がないように、市民局も経済局に対して、市民の活動が地元の地域の経済に影響していくということをお願いしていただけたらいいと思う。両方からのパートナーシップが取りやすくなるので、ここは遠慮せずにぜひ書いていただけたらいいのではないかと思います。

その意味では高浦委員からとてもいいご指摘をいただいた。特にご異論なければその方向でもう一度事務局で少し練って、言葉をブラッシュアップしていただければと思うが、その続きでどうぞ。

[高浦委員]

これに関連して、3ページの用語の定義の一番上のところに市民活動団体という表現も使われていて、それはNPOを想定しての文言だと思う。ソーシャルビジネスは私は非常に大事だと思う。一方でNPOということに誇りを持ってやってこられた市民活動団体の方にとっては、その営利を目的としないという文言がどこかにあってほしいという思いがあるのではないかと思います。

消し去ってしまうほうが非常に簡便ではいいと思うが、一方でその市民の中に非営利活動団体という位置づけが明確になさればいいのか。

[風見委員長]

なかなか作文が難しいが、非常に本質的な議論である。局長も市民局という屋台骨を担いでおられるが、市民局というのはこれからもっと大きくなる。それはどういうことかと言うと、企業もある意味では企業市民であり、そういう意識が重要であり、それがマルチパートナーシップだったり、マルチステークホルダーだったりするので、そういう意味では市民局が全体の中でまちづくりの基本をつくっているという意識で、今言った非営利な活動も社会的な事業も含めたものであると表現していただくと、きっとおさまるのかもしれないと思う。

庁内に出たときにどう受け取られるかというのもまた一方であるので、あまり先進で走りすぎてというのもあるが、そういう時代が来ているように思うし、市長もそのあたりは含んでおられるような気がするが、ぜひ部局でも見ていただきたい。ほかに何か発展的な課題でもいいし、新たな課題でもいいが何かあるか。

[渡辺委員]

この手のパブリックコメントはどれくらい集まるのか。やるからには史上最高を目指したい。

[事務局（市民協働推進課長）]

本当にものによりけりである。行政から「出して」というのは卑しい気持ちというか、たくさん出てこないと困るみたいなどころがあるとそれはいけないと思うが、たくさん集まってほしいと思う。

ただ、私の経験の中では、10件、20件といったものももちろんあるし、国レベルでやると本当に何百件、何千件と集まるようなものもあるが、それは関心の度合いや影響範囲に影響されているであろうと思う。一概には言えない。

[風見委員長]

これは事前に横田係長に私もお願いした。市民のパブリックコメントがいかに少ないかは、行政に対しての期待や、自分の意見が反映されないという様々な思い、またその民度など時代的な背景があるが、市民の意識のその醸成も必要だと思う。

まず我々委員会でやらなければならないのは、せんだい・みやぎ NPO センターはもちろんだが、様々な機関にお声がけし、このような協働のまちづくりの条例を作るのも重要なターニングポイントなのでご意見をいただきたい、ということでもいいと僕は思う。

パブコメが少ないから困るという理由ではなく、参画を促す主体が行政であり、この委員メンバーもそれは責務を持っているので、我々も必死になって、この機会にどういところのコメントが並ぶべきなのかを考えるのも大事なデザインだと思う。パブリックコメントの期間が終わった後で、少ないねということでは、市民局は特にこの条例の場合には許されないのでは、それは渡辺委員がおっしゃったように、当然史上最高、桁が違うくらいものを本当はほしいと思う。

また数ではなくて、それを広めるということに対して、戦略を練っていければと思う。どうぞ、高瀬委員。

[高瀬委員]

そのパブリックコメントはいつもなされていることなのか、あるいは何かその条例をつくる時に、仙台市としてこういったことにはパブリックコメントを求めていこうということがあるのか、その辺を質問したかったというのが1つあったが、それはお話が出た。

仙台市の全庁的なところに対して政策をつくっていくときに、どのように持っていくかを私自身がよくわかっていないためこういう質問をするわけだが、条例は議会ででき上がると思う。その条例をつくる以前の段階で、仙台市の中でどんな議論がなされていこうというものが出ていくか、簡単に言うと全庁的なパブリックコメントのようなものをいただく機会はあるのか、その辺を教えていただきたい。

[事務局（市民協働推進課長）]

市役所内部のことで言うと、パブリックコメント的なことをするわけではない。こうだから意見いただきたいなどといった聞き方をしたりはしない。このような施策、現状があるから、これはこのように変えていきたいと思うという話は丁寧に説明をした上で、最終的に意見をいただきたいということは確かにあるわけだが、それぞれ所管している仕事も違うので、視点が様々だということもある。

市民向けのパブリックコメントと説明会において、様々な意見をいただくということで進めており、我々も今考えているところでは、庁内向けの話をしなければいけないとっていて、これがパブリックコメントを出せる状況になり、この資料を使ってやっていきたいと思っているところであった。

こういう説明は庁内でよくする。ものが違うのでほかのところに関わらないなど、あまり照会などもなく決まったりするが、市役所の施策の根本と言うかベースに関わる場所であるから、これは全庁的にも見てもらってはどうかというところはあると思っている。

[風見委員長]

部長から、何かあれば。

[事務局（市民協働推進部長）]

パブコメの最初のご質問のところ、仙台市役所では条例の制定改正、それから重要な計画、基本計画などをつくる際にはパブリックコメントを実施するというような要項を定めて行っているのだから、これもそれにのっとったものになる。

[風見委員長]

今の話は一般市民からして、パブリックコメントというのがいかに遠いかということだと思う。それは今までは正直生業的なところもあった。でも今はもう市民参加が市民参画と言われるようになり、施策形成過程に市民参加、参画をどうするかというのは、これはある意味、行政の役割であり、責務である。

市民の意識の醸成や市民の皆さんにその基本が正直広がっているかと言うと、そんなことはまだないのと思う。なぜパブコメに意見を書かないのかという論文がいっぱいあるかもしれないが、それが仙台市の市民力を測られる部分でもあるので、全庁的にということをお願いしたい。

外には出しても中ではどうなの、ということだと思う。これもなかなか大変で、正直そんなに進んでいないと思う。市民局には頑張ってもらっていると思うが、その全庁の政策に影響するような、非常に基幹的な条例だという自負を持ってやっていただければと思うし、我々も応援していければいいと思う。ぜひ局長にしっかり働いていただきたい。

全庁的なものになり得る、その大きなきっかけになるんじゃないかと逆に思う。冠がついた例えば福祉や環境などというところの話になりやすいが、市民局と言うと本来よく考えていただければ、自治体、その都市というのは市民によって成り立っているわけであるから、ある意味ではエンドユーザーをしっかり押さえているところなわけで、そのところから行政が変わっていくべきことは重要なことであるから、我々も応援できればと思う。

[大橋委員]

今、アイスバケツチャレンジがはやっている。もちろん賛否両論あると思うが、僕はあの現象を見ていて、あのようなものを通して考えるきっかけとか何か発言するきっかけが、様々なところで生まれてくるのがいいところとすごく感じている。

今回のパブコメに関しても、市民を巻き込む1つのきっかけやツールだと思うので、できるだけ様々な人から雑多な意見でも何でもたくさん集めるということがすごく重要ではないかということ、話を聞いて感じた。アイデアだが、例えばアイスバケツはもう使われたので、パイ投げにするとか、二番煎じだが今なら乗っかれそうな感じがする。

[風見委員長]

小野委員、意見はあるか。

[小野委員]

ものすごく大前提の話になるかもしれないが、各所にそのまちづくりの推進、持続可能なまちづくりという言葉が出てくる。まちづくりというと、内容的には文化的なことや福祉的なことなど、非常に幅広い市の将来の全体像ということだと思うが、今回狭義に捉えてしまうと、いわゆる都市計画的、建築面的なものだということ、自分は関係ないと思う方が万が一いるともったいない。

まちづくりというのは、こういうことを指しているという補足が若干あったほうがいいという気がしたのが1点。

あと市の役割というところで、前回の条例（現行のもの）に比べると、市はサポートはするし、庁内の徹底もするけれど、主体はあくまでも市民、という一歩引いたような印象を、これ読んだときに私は感じてしまった。市はサポートだけでなく、もっと前面に出てもいいと感じた。

[風見委員長]

なかなかいいご指摘である。事務局から一言あればどうぞ。

[事務局（市民協働推進課長）]

まちづくりに関しては、様々な意味合い、様々な場面で使われる言葉でもあるので、こ

ここで定義してしまうのは苦しいと思っているが、注釈などで誤解がないようにしたいと思っている。

様々な説明の場でもそういうお話はしていきたいと思うし、前回もまちづくりは平仮名で書いている趣旨は、漢字で書く「街づくり」の場合は都市計画的な都市づくりとかを指し、都市の形成とかそういう話になってくるので、平仮名にしてあるという話はさせていただいた。

市の役割のところは、ここは協働の理念というのを、多様な主体の、と言ったこととの裏返しの意味もあると思っている。先ほどの定義のような市民協働というのはあまり打ち出すと、それは行政と市のやり方であってということだけがクローズアップされるような意味合いもあるところがあり、だからと言って行政が何もしないという意味ではもちろんない。適切な表現で何か言い表せることがないか、言葉がないかというのは我々ももう少し探したいと思う。様々なご意見が出てくるとありがたいと思っている。

[風見委員長]

まちづくりについては確かにそうである。私などはその専門なので、勝手に広く考えているが、逆にまちづくりとは瞬間にハードの分野と考える。それで平仮名のまちづくりが都市計画のまちづくりになった。

そういう意味では条例は条例である程度で書き切って、いわゆる紹介パンフなどでまちの絵の中に産業だとか、環境福祉全部含めたものの根幹たるところが、市民の協働によって生まれてくるのだというようなことをうまく書くとか、補足的なパンフの出番もあるかもしれない。

市がパートナーなので、一つ一つが自立した役割を持っていくということであるから、遠慮がちにならずにどんどんやっていただきたい、という熱いエールだと思う。これに関してもしあればどうか。

[稲葉委員]

説明会をされるかと思うが、説明会に何人来るかで、パブリックコメントがいくつ集まるかというのが非常に大きなところなのではないかと思う。説明会をされるときに恐らく今のように、現在まではこうで、新しいものはこうですという考え方のご説明をされると思う。

私の希望だが、全体的に今まではこうだったというお話の中に、例えば目的のところであれば、「本市の目指すまちづくりを実現するために、時代の変化に対応し」というと、何か今あるものがすごく時代遅れだから作り直すようなイメージがあり、1ページ目の条例改正の背景のところでも、今まではこうだったけれども今までの条例についてはこのように目的は達成してきたとか、サポセンをつくったことでここまでできてきたから次をこう考えるというような、後ろ向きなことではなくなるような説明をしていただけると、

すごくありがたい。

[風見委員長]

大事なことである。今までのことをしっかりと評価し、そこからの課題もちきちんと見出して進むということでもいいと思う。茂木委員、一言あれば。

[茂木委員]

中味について、質問である。市民という定義があり、様々な団体なども含まれているということが書いてある。仙台市のほかの条例を全く知らないの、こういう定義の仕方をしているのかどうか。その質問の意図としては、市民という言葉で得られる印象、一般の人もそうだが、個人を特定するものではないかと思、まさに今回は様々なセクション、マルチパートナーシップを打ち出しているの、この定義の仕方ですたして本当にいいのかどうかというのがまず1点。

もう1つが先ほど来出ている、何をもちて営利と申うかというところの定義。私の理解だと、営利か非営利かの判断基準は、得られた利益を出資をした人など当事者に分配をするかどうかだけの話であり、別に活動自体に利益が生まれても特段私は全く営利だと思わない。利益が分配されずに、その活動が永続的に続けば問題ないという理解でいるので、その定義は多分単純に儲けるという意味で捉えられると、正確ではないと思う。同じ理解であれば、そのままでよろしいという意見であった。

[事務局（市民協働推進課長）]

まず市民という定義について、市民を定義したほかの条例があるかという話だが、全部見たわけではないが、あまり聞かないというか組織の設置条例で市民局とあるが、「市民」とは定義していなかったりする。

これは技術的な話にもなるが、条例をつくるとなったときにこの定義はどこまでスコープがあるのかと言ったときには、この条例の範囲でという話を必ずするもので、それはこの条例においての定義であり、このまま市民という定義がほかのところでは使われているものではなく、ただ必要に応じて協働を進める、あるいは協働によるまちづくりにおいてはというところは、きちんと理解されるべきことと思っている。そういう限りにおいて、市民はこの範囲を指すのであろうと思っている。

それから営利のところだが、これは今のNPO法の定義が反映しており、いわゆる非営利活動のお話というのは、今茂木委員がおっしゃられたとおり、出資者や構成員に利益を分配しないということが非営利であり、事業で収益を上げていけないわけではない。ただ、その上がった収益を次に事業、本来の目的に投資すればよいとしたり、回していけばいいということには、現行法でもなっている。

そういった意味では営利を目的としないという表現は、収益を上げていけないというこ

とは、イコールではないわけである。だからその点、この条例を見る人にとって営利を目的としないイコール収益を上げないというふうに見えるのであろうと理解する。

そのあたりは、今いただいたご意見、先ほどもあったようなご意見をどのように反映できるかはわからないが、法律の定義からあまり外れるのも怖い面は我々としてはもちろんあるが、その誤解がないような形をうまく説明できればというのも1つの方法かもしれない。また思い切ったというお話では、先ほど社会的な事業と捉えたらどうかというお話も確かにそのとおりだという部分もあり、そのあたりはいろいろと出てきたご意見を基に考えさせていただければと思う。

[風見委員長]

非営利、営利という言い方自身、その定義が難しいのだと思う。営利、利益というものの定義が経営学上で非常に難しく、それ自身も時代とともに変わってきているので、だからNPO法をつくったときに、今もそうだがワーカーズコープとか生協の関係の人たちが、社会的な事業法案を一生懸命訴えている。

今までの既成の制度からすると、企業というのは営利目的であるから、それと分けるという意味からきている。また税金の問題などいろいろ背景があると思うが、そういう意味では、その営利、非営利という持続的な活動と社会的な利益を生み出す事業というのは重要なんだと思う。

難しい宿題だが認識はそんなにずれていないと思うので、今の状況を踏まえそれらをどう明文化するかというところで、もう一苦勞していただければと思う。ほかに何か一言加える点があるか。茂木委員も今そういう立場でおられるので、営利についてはそういう意味では誤解しやすいという部分をご指摘されたんだと思うが、高浦委員、あるか。

[高浦委員]

NPOとボランティア団体、両方入り込むのか。

[風見委員長]

そうである。無理やり整理するというよりは、幅広く捉えるというのは今のところいいのではないか。よろしければこれ以降の議論は思いついたものについてはまた事務局に送っていただいてもいいし、この後も若干意見を言える機会があると思うので、引き続き言っていただければと思う。

(2) せんだい市民カフェの実施について

[風見委員長]

2番目の議題に進みたいと思う。せんだい市民カフェは先ほどのパブリックコメントにもつながっていく非常に重要な試みになっているので、こちらのワーキンググループで座

長をお願いしている渡辺委員から、特に前回のカフェの開催状況やこれからの進め方について、皆さんで議論できるようなご報告、ご提示をお願いします。

[渡辺委員]

せんだい市民カフェ、ならびに指針ワーキンググループの現状について、資料2をご観覧いただきたい。7月31日に昨年度から引き続き第8回の「私たちの協働指針をつくろう！」という会を開催した。もしかすると事前に目を通してきていただいたかもしれないし、これ全部読み上げるとアツという間に時間になるので、概要を説明をさせていただく。昨年度我々は中間報告を出したが、それに対して皆さん何かご意見ないかという体で今年度の初回が始まったが、ふたを開けてみたら中間報告とは何だ？というところだった。

参加している方々は、そもそも中間報告を昨年度末に行ったということを全然知らなかったもので、今年度中に条例の改正まで一気にいくと聞いたときには、「それだと早すぎないか」というようなご意見をいただいたというところである。

もともと座長の意図としては今までもここで議論されているが、条例というのは一度つくるとそこまでかなりエネルギーを使ってしまい、その後本当に動くかどうかというのはまた別物になってしまう。そのため運用をどのように上手にやっていくかというのは、知恵を出し合う兼運用と一緒に手伝ってくれる主体者を集めるためとして、カフェを運営をしていきたいという裏側の目的でやってはみたが、中間報告、答申が出ているということ知らなかったもので、その話やその共有で初回は終わったという感じである。

やり方としては、市民協働指針の策定にあたってというような形で、趣旨の説明を、前任の座長の遠藤氏からしていただき、グループワークを2つの観点で行った。1つ目が「新しい協働指針を生かしていくためには、どんな工夫が必要でしょうか」ということ。ここで出てきてほしいと思っていたのは、文言を書くか、指針を書くというところに、市民側、例えばNPO側ももっと積極的に参加できる仕組みがあったらいいというのが出てきたらいいと思ったが、ふたを開けると「また勝手に仙台市は決めている」という感じのトーンの人も何人かいた。

途中そうではないとお話をする、自分たちで何考えるんだっけという話になった。見ていただいたとおり、こういうのを付け足したほうがいい、あとは事務局よろしくというような発言が多かったと思う。

2枚目の表、ワーク②「生きた協働指針にするため、指針ができる今年度中に、私たちが行うことは何でしょうか？」について。ここには指針も含めて、条例というのもでき、7月31日の段階では条例が今年度中にできることを表には出さなかったもので、歯に詰まったような言い方をしているが、できることは何でしょうかという話をし、具体的なアイデアであったり、こういうことを指針に盛り込んでください、ということが縷々書いてある。

もう1枚めくっていただき、最後の6番目、まとめというところについて、参加者の数

としては、これまでの市民カフェより若干多い。今までが10人前後ぐらいだったものが30人ぐらい集まったので、そこそこ人はいたという感じではあったが、やはり NPO 職員が多くを占めた。

参加の理由としては、課題意識があった、あるいは、ぜひ来てくださいと私も言ったので、なんだかよくわからないが来てくださった方もいらっしやった。

とはいえ、繰り返しになるが、今年度の指針ないし、条例をつくるにしても、このスピード感は早いというようなものや、そういうことやるのであれば今回のカフェのやり方は何か条例の条文の文言チェックさせるべきではなかったのか、という話が出た。

今後も何回かこういった場を持っていきたいとは思っている。ぜひこの段階で明日のワーキンググループに引き継げるような、何らかのアイディアをいただければ嬉しい。繰り返しになるが、座長としての僕の思いは、こちらの条例の改正案にもあるが、附属機関のあり方や、推進するためにこの委員会がどうなのか、委員会ではなく別な組織があったほうがいいのかなどが条例ないし指針で決まっている、とは伝えたくない。

できればこの半年間、短い期間だが、みなで指針ないし条例がよりよく運用できるような、主体的な集まりがどうやったらできるのかというような場づくりをしたいと思っている。言っておきながら、難しいと思っているので、お知恵をお借りできればと思っている。

[風見委員長]

市民カフェも悩みながら回数を重ねてきたが、多分まだまだ市民の熟度が、これは全国的に足りていない。仙台市は非常にコンパクトなまちでもあるので、もっと違うことができるのではないかという期待もあるが、全国レベルで市民が主体的に動くということ、そして他律的に行うということ自身の難しさもある。ただここで挑戦しなければいけないこととして1つ思っていたのは、条例がどこまで進んでいるかというロードマップを作り、自分たちは今どういう時点でこの意見を出すとするのかというのは、市民側としては常に感じると思う。それが影響し、反映できるのだという実感が様々な広がりにつながると思うので、ロードマップの提示はあってもよかったかもしれない。

もうスケジュールが見えてきているから、それを明示した上で、今こういうところの意見が反映できる重要なポイントであるということ、認識いただくというのは重要だと思っていた。様々な視点があると思うが、これについてはどうか。ほかにワーキンググループから特にあるか。茂木委員は特に何か補足は。

[茂木委員]

渡辺委員から報告あったとおりである。もともとの意図は、主体的に一緒に活動してくださる方々を何とかその気にさせるという狙いがあったが、進め方等々難しい。その方向、目的でやるのであれば、このカフェというスタイルがどうしても限界があると感じた。

ワーキングでも申し上げたが、カフェというやり方にこだわらず、様々な附属機関の構

成や、様々な方々から主体的に協力いただくような体制づくりができるのかと、個人的には思っている。

[風見委員長]

ワーキンググループからはカフェ以外で何か具体的に試してみたい、発展的にやっていきたいというものは何かあるか。

[茂木委員]

今回の市民カフェもカフェというネーミングは違うのではないかと思った。結局ある程度活動されている方を絞って招待をしたという形なので、逆に広く集まるカフェというやり方よりも、完全にもう専門家チームのような方を集めて意見を出し合うというやり方より、もう少し主体的に関わるような工夫をすればいいと思い、事前に資料を送ったりしたが、大体いらした方は読んで来ないという結論だった。

[風見委員長]

カフェという形式といわゆるラウンドテーブルや様々なコミティなどもう少し違う次元の設定があり、それぞれの意見を聴取、意見を言ってもらえる機会だというのがある。明快なテーブルセッティングの方がやりやすかったのではないか。

[渡辺委員]

1つ伝えるの忘れていた。中間報告等の情報が伝わっていないということを反省し、今回の市民カフェにお呼びした、結果来れなかった方も含め60ぐらいの方に対し、勝手にメルマガのようなものを送りつけていこうとしている。もう既にレポートや私の個人的雑感あいさつは、事務局や招待者を通じてお送りしている。

今後も何か、例えば今回みたいにパブリックコメント始まりましたよといったことも、そのロードマップを示しながら刻んでいかないと、自分が逆の立場であればお知らせは見ないだろうと思うので、うっとおしいかもしれないが、ひと月に1本か2本くらいずつ、メールを出していったりすることで、受け取る方が少しずつ増えていくかもしれないと思っていた。

[風見委員長]

先ほどお話になっていた「ファンをつくる」ということが重要なのだと思う。関わってつながりをつくり、次出席してもらったら何とかそれをつないでいく。それは企業の活動でもそうだと思うが、市民をつなぐという意味でも、ぜひそういうきっかけで参加していただけるようにしたい。

つないでいくという努力をぜひしていただいて、1回来ていただいたらその後案内が来

れば見る見ないは別にして、あとはどういう情報を送るか、その送り手のインフラと内容の両方が必要だと思う。

それと同時に、もしかしたらテーブルセッティングがいるのかもしれないし、どういう形でいくのかがはっきりすると、企業の方、カフェに出席された方たちも意見を聞きたくなるし、少なくともこれが終わったときに、それぞれのセクターの方々からある程度意見はいただいたよね、となるようにしたい。

やるべきことをやっているかという意味で、今までお集まりいただいた属性、やり方を含め、もう少し何をやるべきか、ワーキンググループでもご議論いただく。今、茂木委員がおっしゃったように、テーブルのあり方を変えてもいいとも思うし、様々な言い方でいいと思う。あと何かあるか。

[小川副委員長]

そのメールというものは我々には届かないものなのか。

[渡辺委員]

届けていいと思っている。そのときにやっただけなので、委員会の方々には転送していない。

[小川副委員長]

仕事上、様々なところから、小川さん、これ知ってる？と聞かれても、私は知らない。促進委員会のメンバーでありながら、ワーキンググループが何をやっているか、どういうことを発信をしているかが伝わっていないのは、こちらのメンバーの方にとってもどうかと思うので、ぜひいただきたい。

[渡辺委員]

それは失礼した。僕の確認のミスである。

[風見委員長]

それはすごく大事で、少なくとも輪というのは中心にいる人からどんどん広がっていくべきなので、一般公開の世界であるから、ぜひこのメンバーを含めて、動向がわかるようにしていただきたい。それで連鎖の輪がどんどん広がっていくということが、成果だと思うので、そのメーリングリストもぜひそういう形で出していただきたい。

さらに、それぞれがまたそのメーリングリストを拡散していただいてもいい。ぜひどんどん拡散方式でやっていただければと思う。

[高浦委員]

ソーシャルネットワーク、Facebookなど皆さんされるのでしょうか。私はしないが、メルマガだとどうしても一方通行になるので、もし有志の方だけでもネットワーク上にコミュニティができれば、尚面白いかと思った。

[渡辺委員]

前回の参加者の顔ぶれを見ると、やっていなさそうな人のほうが多いという感じのメンツであったが、ただそういうのはあったほうがいだろうと思っている。だから今はメルマガのようなところから始まるが、ある一定の熱度が高まった方はメーリングリストみたいな形で、もう少しお互いの情報交換ができるというのは、次のフェーズではあってもいいと思っている。

[大橋委員]

今後に対する意見、アイデアの話である。確認だが、市民カフェの1つの裏目的に今後の諮問機関のメンバーを発掘していくところもあるということではないか。

[渡辺委員]

これはワーキンググループ全体の総意ではなく、僕だけである。このメンバーの、と限るよりは、推進する何らかの組織だと思っており、特に委員にならなくてもいいとは思っている。

むしろもう少し広い方々が市民協働や協働という主体者として動いていくために、もうそれこそ2年に1回ぐらいずつ、いったん決めた条例なり指針を少しずつバージョンを上げていくために、お互いの情報交換ができるような、委員会よりはネットワークみたいな感じを考えている。ただ、僕も具体的なイメージはまだない状態である。

[大橋委員]

そうであれば、例えば前の参加者はキーマン的な人たちが多かったと思うので、何かそれから外れた人を発掘するようなものがあるといいと感じたのが1つある。

あとテーマや対話の中味に関しても、協働ということに対しての考え方は人それぞれ違うところもあると思うので、違いを楽しみながら出し合って、共有し合うような場というのも面白いかなと思う。そういう考え方や土台のところがお互いに共有できると、この後も継続的につながりやすいと感じた。

[風見委員長]

多分、ネットワークをつくるということなのであろう。僕はファンという言い方をよくするが、これに関わっていただける人をつくるためにしているので、ご自身の持っている役割を、ある程度トレースしながら会をつくっていくというのが早いと思う。

なおかつ、いわゆる芋づる方式でそれぞれに入った人たちは、それぞれ仲間を連れて来るという約束事の下に広げていただき、そのためには広げていく中で、本当にそれがセクターで広がっていくよう少しチェックしていただき、一度来ていただいたら逃さないくらいの覚悟でやっていただきたい。難しい要求だが、入っていただく以上は楽しい参画、また楽しい輪を広げていただくということがいいと思う。

今までのカフェは固く、様々な意見聴取ではなかったと思うので、そういったことに渡辺委員も、茂木委員も非常に慣れていらっしゃると思うので、そこを広げていただく戦略を少し前進させていただければいいと思う。

特に広げるという意味では重要な役割なので、このワーキンググループには本当に重要な役割を担っていただいている。これは条例ができてからも続く話であるから、大橋委員もおっしゃっていたが、協働とは何かということに興味のある人が引き続き集まり、1つの波紋のように広がっていくという自然で緩やかなものでいいと思う。その中からコアになるような人が出てきて、かといっていつも同じ人が集まるのではなく新しい人がそれを温かく迎え入れるようなものでないと広がっていかないと思うので、楽しさがあっていいと思うが、そんなことでもうひと頑張りしていただければと思う。

それでは議題の2番目、これは特にまだまだ、未来に続くための非常に重要なツールになると思うので、これを通じて仲間をどんどん広げていくという視点で、また委員にもメーリングリストに早速加えていただき、それぞれが状況を見ながら、これをお声がけいただきたいと思う。

円卓はそこから輪が広がるコアの鎖でないといけないと思う。それぞれのまさにマルチステークホルダーがここにいるわけであるから、それぞれの立場でその世界をどこまでここに引き入れるかを、ぜひ協力いただくために座っていただいているということを忘れずに、また引き続きご協力をお願いしたい。

3 その他

[風見委員長]

それでは次は事務局からお願いする。

[事務局（NPO 認証係長）]

その他ということで、認定 NPO 法人等の決定について報告したい。お手元の資料 3、私ども市民協働推進課で行っている認定 NPO 法人及び仮認定 NPO 法人の認定、仮認定事務に関して、新たにこのたび 3 つの NPO 法人について、認定 NPO 法人としての認定、及び仮認定 NPO 法人としての仮認定を行った。

この 3 つの法人の概要についてはお手元の資料のとおりである。仙台市では平成 23 年の NPO 法の改正に伴い、平成 24 年の 4 月から NPO 法人の所轄庁としての、法人の設立の認証の事務と、それまで国税庁で行っていた税法上の優遇措置を受けることができる認定 NPO

法人と仮認定 NPO 法人の認定、仮認定事務を行っている。

今回の認定を含め、これまでの仙台市の認定を受けた認定 NPO 法人は 5 法人で、仮認定 NPO 法人は 2 法人となる。そのほか、仙台市が所管する NPO 法人数の推移についてはお手元資料 3 の裏面にデータとして載せさせていただいているので、ご参照いただければと思う。

続いて、次第には書いていないが、お手元に国家戦略特区に関する提案募集に応募したという市長記者会見の資料をお配りさせていただいた。これはおととい開催した市長記者会見の資料などを配布させていただいたものである。現在、国において、国家戦略特区に関して規制緩和策など新たなアイデアの募集を行っているところで、その提案募集に仙台市から起業促進策を主な柱とするソーシャルイノベーション創生特区の提案を、今週 25 日月曜日に行った。

今回の本市の提案した施策のメニューの 1 つに、私ども市民協働推進課で行っている NPO 法人の設立認証事務に関するところがある。具体的中味としては、起業する選択肢の 1 つでもある NPO 法人の設立を支援するために、NPO 法人の設立までの手続き期間の短縮を可能とした提案を行った。

提案内容については、内閣府のホームページに公開されたところで、そのうち NPO 法人の設立支援に関する部分については、お手元の記者発表資料の次の、パワーポイント資料をご覧くださいと思う。

[事務局（協働推進係長）]

それからほかに参考資料としてカラーのチラシで折り畳んで A4 になっているもの、こちら WE プロジェクトといい、東西線の開業に向けた全市的な盛り上げや、利用促進を図るためのプロモーション事業として実行委員会を組織し、25 年度より展開している事業の紹介となっている。

稲葉委員がこちらの実行委員会の副委員長を務められている。こちらお配りしている資料の A4 のほうが WE SCHOOL というもので、まちづくりの担い手を育成することを目的とし、現在受講生を募集しており、10 月 4 日から開講するということになっている。裏面に詳しい内容が記載してあるので、ぜひ興味のある方がいらっしゃれば、PR にご協力をお願いいただければと思う。

冊子でお配りしていたものに、その WE SCHOOL 関連のインタビュー記事が掲載されているので、合わせてご覧くださいと思う。

次回の委員会は案内していたとおり、10 月 21 日となっている。内容については本日議論いただいた条例のパブリックコメントの結果の報告となっている。

今後 18 時半スタートとさせていただき、各回の状況により時間少し前後で変更させていただくような形で、ご案内させていただきたいと思う。

[風見委員長]

特にこれから半年ぐらいはさらに拍車をかける時期になるので、委員においてはこの流れをぜひ社会に広めていただき、仙台市が本当に市民協働でもう一度トップランナーとして走っていくための重要な条例なり指針になっていくので、まだまだやることがたくさんあるが3月まで走っていきたいと思う。それでは今日は活発な議論感謝申し上げます。

[事務局（協働推進係長）]

本日は活発な議論をいただき感謝申し上げます。

それでは以上をもって、本日の委員会を終了させていただく。一了一